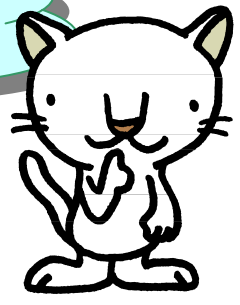


こわい！

つらい！

いたい！

あなたやあなたのまわりに、
こんなことがおこっていませんか？



おや
親やまわりのおとなが、
まいにち まいにち
毎日、毎日、あなたをこわいめや、つらいめ、いたいめにあわせる。
たとえば、……

からだを傷つけること…たたいたり、けったりされる。
こころを傷つけること…「おまえなんて死んでしまえ」
などと言われる。ずっと無視される。

せいてき
性的なこと…いやなさわられかたをする。へんな写真を
み
見せられたり、とられたりする。

まいにち せいかつ
毎日の生活…ごはんが食べられない。お風呂に入れない。
びょうき いしや
病気でもお医者さんにかかれない。
がっこう い
学校に行かせてもらえない。

これは、
ぎゃくたい
「子ども虐待」です！

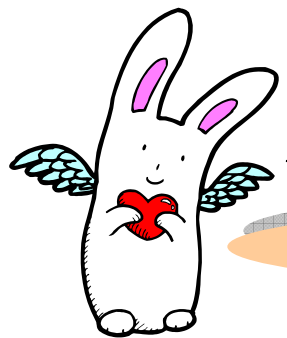
もし、あなたが、こんなふうにおも
いていたら、……

ぎゃくたい
虐待する人は、
「おまえが悪いから…」
「おまえのためだ」と
いうかもしれない。

じぶん わる
「自分が悪いのだからしかたない。」
「だれに言ってもしかたない。」
「どうしようもない。がまんするしかない。」

でも、…
あなたは悪くない。

もし、あなたが「こわい、つらい」と感じていたら、
あきらめないで！



ゆうき しんらい ひと そうだん
勇気を出して、信頼できる人に相談しよう

あなたの話を聞いてくれる人はだれ？
あなたの話を信じてくれる人はいる？
あなたのまわりには、
どうしたら良いかいっしょに考えてくれる人はいる？

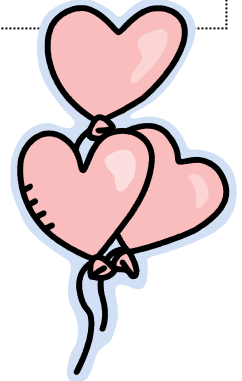
じどうぎゃくたいぼうしほう
「児童虐待防止法」という法律により、すべ
てのおとなには、子どものこころやからだを
傷つける虐待を防止する責任があります。

「子どもの権利」って、何？

あなたには、元気に生きるための
たいせつな「権利」があります。

子どもには、「安心」して、「自信」をもって、
「自由」に生きる権利があります。

国連の「子どもの権利条約」で、すべての
おとなは、子どもの権利を守らなければなら
ないと決めています。



C hild A ssault P revention より

身近に、相談できるおとながないとき、
友達から相談されて誰にも言えずに悩んでいるとき、

ここに相談してね!



こころんだいやる 077-516-2233 / 2255 (FAX) 077-516-2090
(平日あさ9:00~よる9:00)

行くところが無いときや、今すぐに助けてほしいときは、24時間いつでも相談できます。

滋賀県 虐待ホットライン 077-562-8996 (FAXもできます)
警察 110番 または近くの警察署へ

子どものあなたへ

あなたは、知ってる？

あなたの心やからだ、傷つけられていませんか？
あなたの心やからだは、あなたのたいせつなもの。



あなたは、かけがえのない、たいせつな子どもです。